

○海上自衛官の上陸等に関する達

昭和37年11月13日
海上自衛隊達第93号

改正 昭和38年4月1日 海上自衛隊達第40号〔海上自衛隊東京業務隊等の新編に伴う関係達の整理等に関する達12条による改正〕

昭和40年1月30日 海上自衛隊達第7号〔第1潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達24条による改正〕

昭和40年3月1日 海上自衛隊達第16号〔船越分遣隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕

昭和40年3月25日 海上自衛隊達第25号〔小月教育航空群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達13条による改正〕

昭和42年7月28日 海上自衛隊達第44号〔自衛隊法第17条の2の改正規定の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達1条による改正〕

昭和42年9月30日 海上自衛隊達第53号〔呉潜水艦基地隊の新編等に伴う関係達の整理に関する達14条による改正〕

昭和43年3月15日 海上自衛隊達第11号〔中央通信隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達12条による改正〕

昭和43年6月26日 海上自衛隊達第36号〔父島基地分遣隊等及び岩国航空分遣隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達9条による改正〕

昭和44年9月30日 海上自衛隊達第51号〔海洋業務隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

昭和45年3月2日 海上自衛隊達第9号〔地方隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達9条による改正〕

昭和45年9月28日 海上自衛隊達第73号〔警備隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕

昭和46年1月16日 海上自衛隊達第3号〔第1次改正〕

昭和46年4月1日 海上自衛隊達第17号〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕

昭和48年10月16日 海上自衛隊達第49号〔第2潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正〕

昭和51年5月11日 海上自衛隊達第15号〔海上自衛隊警務隊の運用等に関する達の一部を改正する達附則6項による改正〕

昭和52年12月27日 海上自衛隊達第21号〔海上自衛隊潜水医学実験隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正〕

昭和53年6月30日 海上自衛隊達第24号〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達9条による改正〕

昭和55年3月13日 海上自衛隊達第6号〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正〕

昭和56年2月10日 海上自衛隊達第7号〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達18条による改正〕

昭和56年3月26日 海上自衛隊達第15号〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達8条による改正〕

昭和56年7月24日 海上自衛隊達第27号〔海洋観測所等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

昭和56年10月28日 海上自衛隊達第35号〔プログラム業務分遣隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達2条による改正〕

昭和57年3月13日 海上自衛隊達第4号〔電子業務支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕

昭和57年5月27日 海上自衛隊達第17号〔誘導武器教育訓練隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達2条による改正〕

昭和58年3月28日 海上自衛隊達第13号〔航空分遣隊の廃止及び航空隊（丁）の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕

昭和58年6月28日 海上自衛隊達第28号〔誘導弾整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達2条による改正〕

昭和59年12月26日 海上自衛隊達第30号〔第2次改正〕

昭和60年6月27日 海上自衛隊達第16号〔水雷整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達2条による改正〕

昭和61年3月17日 海上自衛隊達第7号〔駆潜隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕

昭和62年6月29日 海上自衛隊達第17号〔基地業務隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理等に関する達3条による改正〕

昭和63年4月1日 海上自衛隊達第13号〔第3次改正〕

昭和63年4月8日 海上自衛隊達第20号〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達19条による改正〕

昭和63年12月28日 海上自衛隊達第71号〔第4次改正〕

平成元年3月4日 海上自衛隊達第6号〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達11条による改正〕

平成元年5月29日 海上自衛隊達第26号〔第5次改正〕

平成2年4月26日 海上自衛隊達第12号〔第6次改正〕

平成3年4月12日 海上自衛隊達第18号〔厚木調査分遣隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達2条による改正〕

平成4年2月14日 海上自衛隊達第4号〔対潜資料隊及び気象資料管理隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕

平成4年4月10日 海上自衛隊達第18号〔硫黄島航空基地隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕

平成4年4月27日 海上自衛隊達第22号〔第7次改正〕

平成5年3月22日 海上自衛隊達第9号〔第1ミサイル艦隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕

平成7年3月28日 海上自衛隊達第7号〔作戦情報支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕

平成7年6月27日 海上自衛隊達第22号〔音響業務支援隊の廃止等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達7条による改正〕

平成9年1月20日 海上自衛隊達第1号〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達10条による改正〕

平成10年6月2日 海上自衛隊達第20号〔港湾哨戒隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕

平成10年12月2日 海上自衛隊達第30号〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達18条による改正〕

平成12年3月3日 海上自衛隊達第4号〔練習潜水隊の編制に関する訓令等の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕

平成12年4月27日 海上自衛隊達第18号〔海上自衛隊東京業務隊の編制に関する訓令の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕

平成13年3月22日 海上自衛隊達第11号〔舞鶴航空基地隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達9条による改正〕

平成13年6月26日 海上自衛隊達第31号〔航空施設隊の廃止及び機動施設隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達4条による改正〕

平成13年8月1日 海上自衛隊達第39号〔第1輸送隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

平成14年2月19日 海上自衛隊達第6号〔第1輸送隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

平成14年3月22日 海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達17条による改正〕

平成15年3月26日 海上自衛隊達第19号〔海上自衛隊情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

平成18年4月3日 海上自衛隊達第20号〔第一海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第8条による改正〕

平成20年3月26日 海上自衛隊達第20号〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第8条による改正〕

平成21年3月11日 海上自衛隊達第2号〔海上自衛官の勤務時間及び休暇に関する達の一部を改正する達附則2項による改正〕

平成21年7月31日 海上自衛隊達第61号〔自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達6条による改正〕

平成21年9月1日 海上自衛隊達第68号〔第8次改正〕

平成27年11月27日 海上自衛隊達第39号〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達12条による改正〕

平成29年10月31日 海上自衛隊達第27号〔音響測定隊の編制等の細部に関する達附則5項による改正〕

令和2年7月9日 海上自衛隊達第29号〔第9次改正〕

令和2年9月30日 海上自衛隊達第49号〔艦隊情報群等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達9条による改正〕

令和4年3月16日 海上自衛隊達第12号〔自衛隊大湊病院等の廃止等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達2条による改正〕

海上自衛官の上陸等に関する達を次のように定める。

海上自衛官の上陸等に関する達

(趣旨)

第1条 この達は、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）の上陸及び外出について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 上陸 船舶内に居住する海上自衛官が休職又は休暇によらないで、許可を得て、勤務を離れて船舶外に出ることをいう。
- (2) 外出 営舎内に居住する海上自衛官が休職又は休暇によらないで、許可を得て、勤務を離れて営舎外に出ることをいう。
- (3) 上陸等 上陸及び外出をいう。
- (4) 所属長 別表第1の左欄に掲げる隊員についてそれぞれ右欄に定める者をいう。
- (5) 現在員 船舶内又は営舎内に居住する人員のうち、休職、停職、休暇その他の理由により現に勤務に従事していない者、入校又は教育入隊中の者及び所在不明中の者を除いた者の員数をいう。
- (6) 部隊等 海上幕僚監部並びに海上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関をいう。
- (7) 上陸証等 上陸証及び外出証をいう。

(8) 上陸簿等 上陸簿及び外出簿をいう。

(船舶に居住又は営舎内居住命令を受けた幹部自衛官及び准海尉たる自衛官の上陸等)

第3条 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）第52条の規定により船舶内居住が義務付けられ、又は規則第55条の規定により営舎内居住を命ぜられた幹部海上自衛官及び准海尉たる自衛官は、所属長の許可を得て上陸等を行うものとする。

2 次条以下の規定は、前項に規定する幹部海上自衛官及び准海尉たる自衛官の上陸等については、適用しない。

(平日の上陸等)

第4条 所属長は、別表第2の左欄に掲げる部隊等の総員数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を標準として所要数の当直員を確保し、かつ、保安及び規律の維持に支障のない場合は、平日の上陸等を許可するものとする。この場合において、別表第3の左欄に掲げる部隊等の総員数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合の人数の当直員であっても、保安及び規律の維持に支障のない場合は、当該割合を標準割合とすることができる。

2 所属長（自衛艦の長及びクルーの長（自衛艦に乗艦している場合に限る。）を除く。）は、前項後段に規定する割合よりも少ない人数の当直員であっても、保安及び規律の維持に支障のない場合は、前項の規定にかかわらず、営舎内に居住する海上自衛官及び営舎外居住を許可された者から構成される所要数の当直員を確保した上で、平日の外出を許可することができる。

3 前項の場合において、所属長が平日の外出を許可することができる範囲は、別表第4の左欄に掲げる階級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を標準とする。ただし、現在員の階級構成に偏りがある場合その他当該割合を標準とすることができない理由がある場合は、別表第5の左欄に掲げる部隊等の長が当該範囲を定めることができる。

4 第1項及び第2項の場合において、当直員の構成は、上位階級の立直数が下位階級者の立直数を超えないようにしなければならない。

5 平日における上陸等の期間は、課業終了後から翌日の課業開始時刻（翌日に課業のないときは、平日の課業開始と同じ時刻をいう。以下同じ。）までとする。ただし、2等海士については、別に示す場合にあつては、課業終了後から当日の23時までとすることができる。

6 別表第5の左欄に掲げる部隊等の長は、前各項の規定の実施に関し必要な事項を定めることができる。

(休養日及び休日の上陸等)

第5条 所属長は、前条第1項から第4項までの規定に準じて、休養日及び休日の上陸等を許可するものとする。

2 休養日及び休日における上陸等の期間は、起床後から翌日の課業開始時刻までとする。ただし、2等海士にあつては、別に示す場合にあつては、起床後から当日の23時まで

とすることができる。

- 3 所属長は、規則第43条第3項の規定に基づき、休養させる海上自衛官に対しては、第2項の規定に準じて上陸等を許可するものとする。
- 4 所属長は、海上自衛官が前条に規定する上陸等を許可され、又は前各項に規定する上陸等を許可され、かつ、その翌日に前各項の上陸等又は休暇を許可されるものであるときは、当該海上自衛官に対し、最初の上陸等の開始時から最後の上陸等又は休暇の帰隊時まで連続して上陸等を許可することができる。
- 5 別表第5の左欄に掲げる部隊等の長は、前各項の規定の実施に関し必要な事項を定めることができる。

第6条 削除

(教育中の海上自衛官の上陸等の特例)

第7条 所属長は、第4条及び第5条(同上第4項を除く。)の規定にかかわらず、学校、教育隊等において教育中の海上自衛官に対しては、教育の目的に適合するよう別に一定の標準を定め上陸等を許可することができる。

(臨時上陸)

第8条 所属長は、艦艇巡航の途次、寄港地において、短期間在泊する場合で、見学等のため上陸を許可することを適当と認めるときは、日常業務及び保安並びに規律の維持に支障のない限り、第4条及び第5条(同条第4項を除く。)の上陸のほか12時間以内の臨時上陸を許可することができる。ただし、1回の上陸許可総員数は、現在員の2分の1以内とする。

(入湯等のための上陸等)

第9条 入湯、体育その他保健のため、所属長の行う統制の下に船舶外又は営舎外に出る場合は、上陸等とはみなさないものとする。

(公務上の上陸等)

第10条 所属長は、公務上の必要があるときには、この達の規定にかかわらず、いつでも上陸等をさせることができる。

(上陸等の開始時及び帰隊時)

第11条 所属長は、上陸等を許可するに当たっては、その開始時及び帰隊時を示さなければならない。

- 2 所属長は、部隊等の実情に応じ又は特殊の事情により必要と認めるときは、第4条第5項及び第5条第2項の開始時又は帰隊時をそれぞれ早め又は遅らせることができる。

(上陸等の制限)

第12条 所属長は、心身の故障その他の理由により、上陸等が適当でないと認められる海上自衛官に対しては、上陸等を許可しないことができる。

(上陸等の地域)

第13条 所属長は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第54条第1項に規定する義務を遵守させるため、上陸等の地域を通常の交通便を利用して、おおむね2時間以内に帰隊でき

る範囲内に制限することができる。

- 2 2以上の部隊等が、同一地区に所在する場合は、その部隊等の長のうち、階級の上位の者（階級が同じである場合にあっては先任の者）が、前項の地域に関し統制をとるものとする。ただし、地方総監部の所在する地区においては、前項の地域は地方総監の定めるところによる。

（上陸証等）

第14条 所属長は、上陸等の種類に応じ、別記様式第1の上陸証等を上陸等を許可された海上自衛官に交付し、交付を受けた海上自衛官は、これを上陸等の時間中常時携帯しなければならない。

- 2 上陸証等は、帰隊の際返納するものとし、所属長の指定する隊員が、これを保管する。

- 3 上陸証等は、他人に貸与してはならない。

（上陸証の亡失等）

第15条 上陸証等を亡失し又は破損した場合は、その理由を速やかに所属長に報告し、別記様式第2の亡失（破損）届を提出しなければならない。

（上陸簿等）

第16条 所属長は、別記様式第3の上陸簿等を備え上陸等開始及び帰隊の時刻、上陸等の時間の延長又は短縮並びに上陸証等の授与を明らかにしておかなければならない。

- 2 上陸簿等は、所属長の指定する隊員が記入し所属長がこれを保管するものとする。

附 則

この達は、昭和37年11月13日から施行し、昭和37年11月1日から適用する。

附 則〔海上自衛隊東京業務隊等の新編に伴う関係達の整理等に関する達の附則〕

この達は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則〔第1潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和40年2月1日から施行する。

附 則〔船越分遣隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則〔小月教育航空群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、昭和40年3月25日から施行する。ただし、第3条による海上自衛隊出納官吏等配置任命規則の改正規定中おおしおに係る部分は、昭和40年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行に際し、第10条による海上自衛隊公印規則の改正規定中航空隊司令の印及び航空隊の印については、同改正規定にかかわらず、なお当分の間使用することができる。

附 則〔自衛隊法第17条の2の改正規定の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和42年7月28日から施行する。

附 則〔呉潜水艦基地隊の新編等に伴う関係達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則〔中央通信隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和43年3月16日から施行する。ただし、阪神基地隊、大阪派遣隊及び阪神警務分遣隊並びに市ヶ谷業務分遣隊に係る部分は、同月30日から施行する。

附 則〔父島基地分遣隊等及び岩国航空分遣隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和43年6月26日から施行する。

附 則〔海洋業務隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和44年10月1日から施行する。ただし、〔中略〕第6条の規定中別表〔中略〕に係る部分は、同月25日から施行する。

附 則〔警備隊の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和45年10月1日から施行する。〔ただし書略〕

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和46年2月1日から施行する。

附 則〔揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則〔第2潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則〔海上自衛隊警務隊の運用等に関する達の一部を改正する達の附則抄〕

1 この達は、昭和51年5月11日から施行する。

附 則〔海上自衛隊潜水医学実験隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和52年12月27日から施行する。

附 則〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和55年3月17日から施行する。

附 則〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則〔海洋観測所等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年7月15日から施行する。

附 則〔プログラム業務分遣隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和56年10月31日から施行する。

附 則〔電子業務支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和57年3月27日から施行する。

附 則〔誘導武器教育訓練隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則〔航空分遣隊の廃止及び航空隊（丁）の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和58年3月30日から施行する。

附 則〔誘導弾整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、昭和60年2月1日から施行する。

附 則〔水雷整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則〔駆潜隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和61年3月19日から施行する。

附 則〔基地業務隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理等に関する達の附則〕

この達は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則〔第3次改正による附則〕

この達は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則〔第4次改正による附則〕

この達は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、平成元年3月4日から施行する。
- 2 この達の施行の日以後において、昭和に係る報告、通知等を行う場合にあつては、当該報告、通知等を行う場合に用いる様式中「平成」とあるのは、「昭和」と読み替えるものとする。
- 4 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則〔第5次改正による附則〕

この達は、平成元年5月29日から施行する。

附 則〔第6次改正による附則〕

この達は、平成2年5月10日から施行する。

附 則〔厚木調査分遣隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成3年4月12日から施行する。

附 則〔対潜資料隊及び気象資料管理隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成4年2月15日から施行する。

附 則〔硫黄島航空基地隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成4年4月10日から施行する。

附 則〔第7次改正による附則〕

この達は、平成4年5月1日から施行する。

附 則〔第1ミサイル艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成5年3月22日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定中防空陸警隊に係る改正規定は、同月31日から施行する。

附 則〔作戦情報支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成7年3月30日から施行する。

附 則〔音響業務支援隊の廃止等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成7年6月30日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則〔港湾哨戒隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年6月22日から施行する。

附 則〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成10年12月8日から施行する。

附 則〔練習潜水隊の編制に関する訓令等の制定等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成12年3月9日から施行する。ただし、掃海隊群、掃海隊群司令部幕僚長及び掃海業務支援隊に係る部分は、同月13日から施行する。

附 則〔海上自衛隊東京業務隊の編制に関する訓令の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成12年5月8日から施行する。

附 則〔舞鶴航空基地隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成13年3月24日から施行する。ただし、特別警備隊に係る部分は、同月27日から施行する。

附 則〔航空施設隊の廃止及び機動施設隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成13年6月27日から施行する。

附 則〔第1輸送隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、平成13年8月10日から施行する。

附 則〔第1輸送隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、平成14年3月12日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則〔海上自衛隊情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則〔第1海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、平成18年4月3日から施行する。

附 則〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則〔海上自衛官の勤務時間及び休暇に関する達の一部を改正する達の附則抄〕
この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則〔自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則〔第8次改正による附則〕
この達は、平成21年9月1日から施行する。

附 則〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、平成27年12月1日から施行する。

附 則〔音響測定隊の編制等の細部に関する達附則〕
この達は、平成29年11月1日から施行する。

附 則〔元号を改める政令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕
この達は、平成31年5月1日から施行する。

附 則〔第9次改正による附則〕
この達は、令和2年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

隊 員	所 属 長
海上幕僚監部に勤務する隊員	海上幕僚長
自衛艦隊司令部に勤務する隊員 自衛艦隊直轄部隊の長	自衛艦隊司令官

護衛艦隊司令部に勤務する隊員 護衛艦隊直轄部隊の長	護衛艦隊司令官
航空集団司令部に勤務する隊員	航空集団司令官
潜水艦隊司令部に勤務する隊員	潜水艦隊司令官
地方総監部に勤務する隊員 地方隊直轄部隊の長	地方総監
教育航空集団司令部に勤務する隊員	教育航空集団司令官
練習艦隊司令部に勤務する隊員 練習艦隊直轄部隊の長	練習艦隊司令官
システム通信隊群司令部に勤務する隊員 システム通信隊群直轄部隊の長	システム通信隊群司令
海上自衛隊警務隊本部の隊員	海上自衛隊警務隊司令
海上自衛隊潜水医学実験隊の隊員	海上自衛隊潜水医学実験隊司令
音楽隊の隊員	音楽隊長
海上自衛隊東京業務隊の隊員	海上自衛隊東京業務隊司令
海上自衛隊の学校の隊員	海上自衛隊の各学校長
海上自衛隊補給本部に勤務する隊員	海上自衛隊補給本部長
海上自衛隊艦船補給処の隊員	海上自衛隊艦船補給処長
海上自衛隊航空補給処の隊員	海上自衛隊航空補給処長
海上自衛隊航空補給処支処の隊員	海上自衛隊航空補給処支処長
海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院 の隊員	各病院長
護衛隊群司令部に勤務する隊員 護衛隊群直轄部隊の長	護衛隊群司令
海上訓練指導隊群司令部に勤務する隊員 海上訓練指導隊群直轄部隊の長	海上訓練指導隊群司令
掃海隊群司令部に勤務する隊員 掃海隊群直轄部隊の長	掃海隊群司令
航空群司令部に勤務する隊員	航空群司令
潜水隊群司令部に勤務する隊員 潜水隊群直轄部隊の長	潜水隊群司令
艦隊情報群司令部に勤務する隊員 艦隊情報群直轄部隊の長	艦隊情報群司令

海洋業務・対潜支援群司令部に勤務する隊員 海洋業務・対潜支援群直轄部隊の長	海洋業務・対潜支援群司令
開発隊群司令部に勤務する隊員 開発隊群直轄部隊の長	開発隊群司令
教育航空群司令部に勤務する隊員	教育航空群司令
作戦情報隊の隊員	作戦情報隊司令
基礎情報隊の隊員	基礎情報隊司令
電磁情報隊の隊員	電磁情報隊司令
対潜資料隊の隊員	対潜資料隊司令
対潜評価隊の隊員	対潜評価隊司令
海洋観測所の隊員	海洋観測所長
音響測定所の隊員	音響測定所長
指揮通信開発隊の隊員	指揮通信開発隊司令
艦艇開発隊の隊員	艦艇開発隊司令
航空プログラム開発隊の隊員	航空プログラム開発隊司令
護衛隊勤務 護衛隊の自衛艦の長	護衛隊司令
海上訓練指導隊の隊員	海上訓練指導隊司令
誘導武器教育訓練隊の隊員	誘導武器教育訓練隊司令
潜水隊勤務 潜水隊の自衛艦の長	潜水隊司令
掃海隊勤務 掃海隊の自衛艦の長	掃海隊司令
掃海業務支援隊本部に勤務する隊員 掃海業務支援分遣隊の長	掃海業務支援隊司令
特別警備隊の隊員	特別警備隊長
輸送隊勤務 輸送隊の自衛艦の長	輸送隊司令
海上補給隊勤務 海上補給隊の自衛艦の長	海上補給隊司令
海上訓練支援隊勤務 海上訓練支援隊の自衛艦の長	海上訓練支援隊司令
海洋観測隊勤務 海洋観測隊の自衛艦の長	海洋観測隊司令

音響測定隊勤務 音響測定隊のクルーの長	音響測定隊司令
練習隊勤務 練習隊の自衛艦の長	練習隊司令
練習潜水隊勤務 練習潜水隊の自衛艦の長	練習潜水隊司令
潜水艦教育訓練隊本部の隊員 潜水艦教育訓練分遣隊の長	潜水艦教育訓練隊司令
潜水艦基地隊の隊員	潜水艦基地隊司令
基地隊本部に勤務する隊員 基地隊本部所属の支援船乗組の隊員 基地隊直轄部隊の長	基地隊司令
航空隊の隊員	航空隊司令
教育隊の隊員	教育隊司令
警備隊の本部、防空陸警隊又は陸警隊及び 港務隊に勤務する隊員 警備隊直轄部隊の長	警備隊司令
基地業務隊に勤務する隊員 基地業務分遣隊の長	基地業務隊司令
防備隊本部に勤務する隊員 防備隊直轄部隊の長	防備隊司令
ミサイル艇隊勤務 ミサイル艇隊の自衛艦の長	ミサイル艇隊司令
衛生隊の隊員	衛生隊司令
基地分遣隊の隊員	基地分遣隊長
弾薬整備補給所の隊員	弾薬整備補給所長
造修補給所の隊員	造修補給所長
システム通信隊に勤務する隊員 システム通信分遣隊の長	システム通信隊司令
移動通信隊の隊員	移動通信隊司令
保全監査隊本部に勤務する隊員 保全監査分遣隊の長	保全監査隊司令
システム通信分遣隊の隊員	システム通信分遣隊長
保全監査分遣隊の隊員	保全監査分遣隊長
航空修理隊の隊員	航空修理隊司令

航空管制隊の隊員	航空管制隊司令
機動施設隊の隊員	機動施設隊司令
教育航空隊の隊員	教育航空隊司令
整備補給隊の隊員	整備補給隊司令
標的機整備隊の隊員	標的機整備隊司令
航空基地隊の隊員	航空基地隊司令
自衛艦乗組の隊員（クルー勤務の隊員を除く。）	自衛艦の長
クルー勤務の隊員	クルーの長
地方警務隊本部の隊員 警務分遣隊の長	地方警務隊長
水上戦術開発指導分遣隊の隊員	水上戦術開発指導分遣隊長
潜水艦教育訓練分遣隊の隊員	潜水艦教育訓練分遣隊長
水陸両用戦・機雷戦戦術支援分遣隊の隊員	水陸両用戦・機雷戦戦術支援分遣隊長
警務分遣隊の隊員	警務分遣隊長
基地業務分遣隊の隊員	基地業務分遣隊長
航空分遣隊の隊員	航空分遣隊長
磁気測定所の隊員	磁気測定所長
警備所の隊員	警備所長
連絡所の隊員	連絡所長
航空派遣隊の隊員	航空派遣隊長
水中処分隊の隊員	水中処分隊長
消磁所の隊員	消磁所長
貯油所の隊員	貯油所長
支所の隊員	支所長
備 考 所属長は、特に必要がある場合は、休暇付与及び上陸等許可の権限を部下の幹部自衛官に代行させることができる。	

別表第 2（第 4 条関係）

部隊等の総員数	総員に対する当直員数の割合
2 5 0 名以上	1 / 1 0
2 5 0 名未満 2 0 0 名以上	1 / 9
2 0 0 名未満	1 / 8

150名以上	
150名未満 100名以上	1／7
100名未満	1／6

別表第3（第4条関係）

部隊等の総員数	総員に対する当直員数の割合
200名以上	1／10
200名未満 150名以上	1／9
150名未満 100名以上	1／8
100名未満	1／7

別表第4（第4条関係）

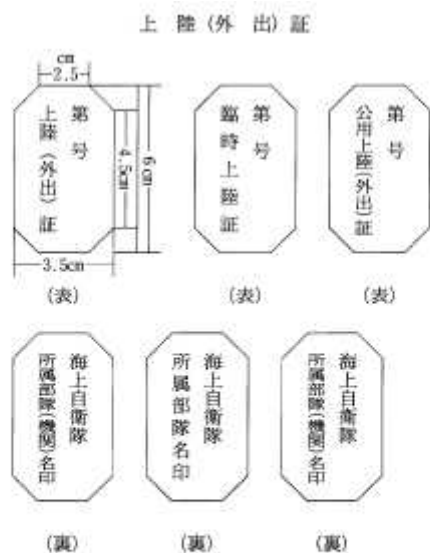
階 級	外出員数（又は日数比）
曹長、1曹	6／7以内
2曹、3曹	5／6以内
士長	4／5以内
1士、2士	3／4以内

別表第5（第4条、第5条関係）

部 隊 等 の 長	所 掌 範 囲
自衛艦隊司令官	隷下部隊（護衛艦隊、航空集団、潜水艦隊、掃海隊群、情報業務群、海洋業務・隊潜支援群、開発隊群を除く。）
護衛艦隊司令官	隷 下 部 隊
航空集団司令官	
潜水艦隊司令官	
地方総監	
教育航空集団司令官	

練習艦隊司令官	
システム通信隊群司令	
海上自衛隊警務隊司令	
海上自衛隊潜水医学実験隊司令	
印刷補給隊司令	
東京音楽隊長	
海上自衛隊東京業務隊司令	
海上自衛隊の各学校長	学 校
海上自衛隊補給本部長	海上自衛隊補給本部
海上自衛隊艦船補給処長	海上自衛隊艦船補給処
海上自衛隊航空補給処長	海上自衛隊航空補給処
海上自衛隊航空補給処支処長	海上自衛隊航空補給処支処
海上自衛隊の各地区病院長	地 区 病 院
掃海隊群司令	隷 下 部 隊
艦隊情報群司令	
海洋業務・対潜支援群	
開発隊群司令	

別記様式第 1 （第 1 4 条関係）



備考：1 臨時上陸証及び公用上陸(外出)証の寸法は、上陸(外出)証に同じ。

2 材質は、木、紙その他の製品とする。

3 番号は、所属部隊(機関)の一連番号を付ける。

別記様式第2（第15条関係）

上陸(外出)証
臨時上陸証 亡失(破損)届
公用上陸(外出)証
平成 年 月 日
(所属長)殿
官職 氏 名
私は下記のとおり上陸(外出)証(臨時上陸証、公用上陸(外出)証)を亡失(破損)しましたのでお届けいたします。
記
1 上陸(外出)証(臨時上陸証、公用上陸(外出)証)番号
2 場所(推定)
3 理由

別記様式第3（第16条関係）

		上陸(外出)簿(の分)																															平成 年 月		
日(曜)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
開始時		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
帰隊時		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()				
上陸証等の授受(授/受)																																			
管理者印																																			
許可権者印																																			
記事																																			

(注) 上陸(外出)簿記注要領
1 本上陸(外出)簿は、上陸等の各階級別区分に従ってそれぞれ別冊として各月毎に備え付けるものとし、該当する階級別区分を「上陸(外出)簿(の分)」の()内に記入する。
2 「日(曜)」欄中、休養日又は休日該当する日は朱の○で囲む。
3 「開始時/帰隊時」欄は、1645/2200等と記し、上陸等が2日以上にまたがる場合は1230/0700等と記し、8日の0700まで帰隊すべきものであることを示す。
4 「上陸証等の授受」欄には、左空欄に階級、氏名を、日の該当欄にはそれぞれ上陸等を許可された者について0/0又は0/2300等と記す。この場合0/0は正規に上陸証等の授受が行われたことを示し、0/2300は正規の帰隊時刻を過ぎて2300時に帰隊したものであることを示す。上陸等が2日以上にまたがる場合は上陸等の初日の該当欄に0/、帰隊すべき日の該当欄に/0等と記注する。
5 「許可権者印」欄には、上陸等を許可するに当たって、その都度上陸許可権者が押印する。
6 「記事」欄には、開始時及び帰隊時を変更した場合の理由、帰隊時を遅延した者についてその理由、その他必要な事項を記す。